

「簡単に稼げる」もうけ話横行 警戒心持ち慎重に判断

もうけ話に駆られて損をしてしまう事例が後を絶ちません。ある日突然あなたにも、もうけ話が持ちかけられるかもしれません。

▼知人から「会員制交流サイト（SNS）で商品を宣伝すると報酬がもらえて簡単に稼げる」と紹介があった。事業者と契約して指定された通販サイトで商品を購入すると、商品は事業者に送られ、契約者には宣伝用の商品写真が届く。その写真を使って SNS で商品を宣伝すると、事業者から商品代金と代金の 2%分の報酬が振り込まれるという内容だった。初めは商品代金と報酬が入金されたため、次第に多額の商品を買うようになったが、ある日突然、事業者と連絡が取れなくなり、商品代金も報酬も受け取れなくなった。クレジットカードで購入した高額な商品代金の支払いができない。（20代・女性）

▼SNS で知り合った人から、広告代行ビジネスの紹介があった。ある事業者に登録し、その事業者の指定する日用品、化粧品など 80 万円分をクレジットカードで支払い、SNS 上でそれらの商品を宣伝し、事業者に報告すると商品代金全額が振り込まれ、クレジットカードのポイントが貯まるというものだった。購入額を高額にするほどポイントが貯まるため、高額な買い物を継続したが、ある時期から商品代金の振り込みが止まり、連絡もつかなくなった。カードの支払い期日が過ぎても支払いができない。（30代・男性）

最近のもうけ話のトラブルでは、大きな利益をあえてうたわず、簡単に稼げることを強調し、もうけ話に乗ることへの抵抗感や警戒心をなくすような話で持ちかけられるのが特徴です。また、最初の説明のように入金されない事態に陥ったとしても、相手方を特定できないことが多く、解決をより困難にしています。

いずれにせよ、うまいもうけ話をもちかけられたらまずは警戒心を持ち、周囲の意見を聞くなど慎重に判断することが重要です。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話 058-277-1003 です。（開設時間：平日 8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188 番（いやや!）

※☎（局番なし）188 番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。